

女性活躍推進法に基づく

社会福祉法人つばさ会 行動計画

仕事と家庭の両立を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のよう
行動計画を策定する。

1, 計画期間 令和 6年 4月 1日 ~ 令和 9年 3月31日

2, 内 容

目標 1 : 労働者の年次有給休暇の年間平均取得日数を 8 日以上とする。

<取組内容>

令和 6年 8月~ 年次有給休暇の取得状況を把握する。

令和 6年10月~ 年次有給休暇の取得促進のためのチラシを作成する。

令和 6年11月~ 掲示等により全社員へ周知する。

令和 8年 4月~ 年次有給休暇の計画的付与制度を導入し、就業規則を改訂する。